

秩父市農業委員会 令和3年 第6回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和3年6月22日(火) 午後2時00分  
 (2) 閉会日時 令和3年6月22日(火) 午後3時25分  
 (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)  
 (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	◎桑 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	○長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	○横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	欠席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席	●		新 舟 文 男	出席
13番	設 楽 治 男	出席	●	第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第29号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて  
農地法施行規則第17条第2項による区域 (1件)
- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 議案第34号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかの判断について (2件)
- 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	新井常男				
参 与	宮前房男	書記	主 事	岩田直樹	書記
主席主幹	五野上雅彦		主席主幹	新井幸男	
主 幹	千島修		主事補	見澤俊亮	

#### 7 会議の概要

- 日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長（糸東男会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和3年 第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

- 日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長（糸東男会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

- 日程第3 総 会 成 立 の 報 告

**議長（糸東男会長）** 本日は、推進委員1名の欠席であります。よって、在任する委員定数の過半

数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

#### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（衆東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。12番 豊田 恵男 委員 及び 13番 設楽治男 委員以上のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮前参与及び岩田主事を指名いたします。

#### 日程第5 諸報告

**議長（衆東男会長）** 次に、諸報告を行います。

総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局長に説明をいたさせます。

**新井事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。2件報告いたします。

1 「農地法第5条の規定による許可の取消について」1件と2 「農地法第5条の規定による買受適格証明願の取下願について」1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1は平成29年9月の許可案件の転用目的「住宅の分譲販売」でしたが、農地転用許可後、売買契約の解除により所有権移転登記を行わないこととなったため取消となります。

2は令和3年第4回総会で審議した買受適格証明願の案件の一つで令和3年5月7日進達後、電力会社との事前協議において事業として困難であると判断したため取り下げの申し出があったものです。以上です

**議長（衆東男会長）** 以上で、諸報告を終わりにいたします。

#### 日程第6 審議議案の報告

**議長（衆東男会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**新井事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書6ページの受付番号4番をご覧ください。譲受人欄と譲り渡し人欄の住所氏名が入れ替わっております。正しくは譲受人 ●●●●、譲受人 ●●●●になりますので、住所氏名とも入れ替えてください。

訂正は以上でございます。

それでは、令和3年 第6回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第29号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが1件、

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について が4件、

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件、

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について が7件、

議案第34号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について が2件以上でございます。よろしく申し上げます。

**議長（衆東男会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議 案 審 議

議案第29号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (1件)

**議長(糸東男会長)** これより、議案の審議に入ります。議案第29号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井事務局長** 議案書の1ページをご覧ください。

秩父市では、農地法3条の面積要件について、下限面積を1ページの表のとおり、農地法施工規則第17条第1項による区域を設定しております。また、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、次の筆を設定するものです。

2ページをご覧ください

申出地は、大野原 字 ●● 畑 1筆 115㎡、田 1筆 119㎡、計 234㎡です。

案内図をご覧ください。

申出の所在につきましては、秩父市立原谷小学校から北北西に約●●●メートル付近に位置し、平成13年に相続で取得した土地です。

農地の所有者は、相続で所有したものの、居住地が申請地と離れていることなどから、申出の農地の管理をしていくことが難しく、将来的に申請地が遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、保全管理されておりました。説明は以上です。

**議長(糸東男会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**9番 青野孝司委員** 番号1について意見を申し上げます。現地を確認いたしましたところよく管理がなされておりまして、耕作もすぐできる状態でありました。特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**3区 田口俊夫委員** 現地に行ってみると、農地は整理されており、問題ないと思います皆さんの審議をお願いいたします。

**議長(糸東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長(糸東男会長)** 質疑又は意見はありますか。

(「無し」という人あり)

**議長(糸東男会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第29号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(全員挙手を確認する)

**議長(糸東男会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、可決をすることに決しました。

議案第30号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)

**議長(糸東男会長)** 次に、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に説明をいたさせます。

**事務局(宮前参与)** 議案書3ページをご覧ください。私からは、番号1・番号2 について、説明いたします。 初めに番号1ですが

本案件につきましては、令和3年 第5回 定例総会において 別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則 第17条 第2項の規定に基づき 設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出であり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。

なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、久那 字 ●● 田 2筆 1, 304㎡で、久那小学校の西 ●●●m付近に位置しています。

譲受人は、現在勤めをしておりますが、申請地に近接して居住しており、自宅前の農地であることから 将来を見据え農地を取得し、新規就農を予定しています。

作付計画では、春のジャガイモをはじめ、季節に応じた自家用野菜を栽培する計画です。

現地を確認しましたところ、1筆は野菜畑、元果樹園であった1筆は保全管理の農地でした。

以上でございます。

続きまして番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷 字 ●● 畑 2筆 2292㎡で、平成3年に公益社団法人 埼玉県農林公社が売買により取得した土地でございます。

案内図をご覧ください。

土地の所在につきましては、秩父鉄道和銅黒谷駅から南東に約●●●m離れた場所に位置しています。

譲受人は、現在11,205㎡の農地を借入耕作しており、また今回の取得農地は2,292㎡で、黒谷地区の下限面積要件である1000㎡を満たしております。

譲受人は平成29年8月1日に、農畜産物の生産、加工、販売、農畜産物の貯蔵及び運搬等を事業の目的に設立された法人でございます。借入地として11,205㎡の農地をいちご栽培、にんにく栽培として行っており、このたび中間管理機構から農地を譲り受け、大型耐候性ハウスを建設し増産を図るなど、経営規模を拡大したいとして申請されました。

申請では、所有権の移転となっておりますが、原則として、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人のみであるため、譲受人は農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件、すなわち、法人形態の要件、事業要件、構成員要件、常時従事役員等の要件をそれぞれ満たしている必要があります。

提出された事業等の状況によりますと、法人形態の要件については、譲受人が株式会社であることからこれを満たしています。

事業要件につきましては、まず履歴事項全部証明書に「農作物の生産、加工、販売」の記載があり、また事業計画として、今後3か年の販売計画において、農業の売上高合計が、法人全体の売上高合計の過半を占めるものとなっていることから、主たる事業が農業であることという要件を満たしています。

構成員要件につきましては、株式会社であれば、農業関係者の有する議決権の合計が総株主の過半を占めなければならないとされておりますが、総株数60株のうち、すべての株を常時従事者が有しているため、要件を満たしております。

常時従事役員等の要件につきましては、理事の過半がその法人に常時、年150日以上従事す

ること、及びこれに該当する理事若しくは重要な使用人のうち、1人以上が年間60日以上 of 農作業に従事することとされています。事業等の状況によれば、取締役2人がそれぞれ300日、270日、使用人1人が250日、農作業に常時従事しており、また見込みもあることから、要件を満たしております。

以上より、譲受人は農地所有適格法人を設立するためのすべての要件を満たしております。

なお、農地所有適格法人が農地の所有権を取得したのちには、その要件を継続して満たしているか等の確認のため、毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告する義務があります。

事業の全体としましては、大型耐候性ハウスを建設し、いちごの育成、収穫、販売を行い、また、埼玉県の協力で6次化商品を増産する計画になっています。

なお、今回の申請地には、ハウスを建て、いちごを栽培する予定です。

現地を確認しましたところ、1筆はビニールハウスでいちご栽培を行っており、もう一筆は保全管理状態となっております。説明は以上です。

**事務局（新井事務局長）** つづきまして、番号3について説明いたします。

本件は、令和3年第5回定例総会においてご審議いただいた「議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された、

蒔田字●●● 畑1筆 245平方メートルについて、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地のの所在につきましては、中蒔田棕神社の南南東約●●●メートル付近の、国道299号沿いのところ です。

譲受人は新規就農者ですが、隣接地に居住し、耕うん機1台、軽トラック1台を保有しており、作付け計画では、ネギ、玉ねぎ、ジャガイモ、夏野菜、白菜等、露地野菜を耕作する予定です。現在は耕作地となっております。説明は以上です。

**事務局（千島主幹）** 続きまして番号4について、ご説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大滝 字 ●● 畑 4筆 1, 610平方メートルで、平成27年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、栃本関所跡の南西に約●●●メートルの場所にあります。

申請の目的は新規就農のためです。

譲渡人は影森に在住しており、今後、当申請地を農地として管理していくことが難しくなってきたため、この度、申請地で農業を営みたいと希望する譲受人にここを譲り渡したいとして申請されました。

譲受人は現在、農地を所有しておりませんが今回取得する農地が併せて1, 610㎡となるため、大滝区域における下限面積要件10アールを上回ります。

また、譲受人は現在東京都に住まれ、会社を経営をしておりますが、週末は大滝に赴き、申請地の近隣で行われているぶどうの栽培を手伝っております。

今後は大滝に移住する予定であると聞いております。

なお、当地取得後はぶどう等の果樹を栽培する予定となっております。

現地を確認したところ、申請地は不耕作状態でしたが、草刈り等の管理はされておりました。

私からの説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進会員のの

意見を伺います。

- 5番 笠原倍吉委員** 5番笠原です。詳細につきましては事務局よりの報告のとおりでございます。現地を確認いたしますと譲渡人は年配者で後継者もなく、譲受人は近くに人で農地を管理できることから、お互いにメリットもありやむ負えないことと思います。ご審議をよろしく願います。
- 1区 吉川稔推進委員** 第1区推進委員の吉川です。先ほど事務局の説明と笠原委員が言った通りでございます。現地も確認いたしました。特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。
- 11番 長島秀明委員** 11番長島です。番号2について意見を述べます。内容につきましては事務局の説明のとおりです。譲受人はすでに黒谷地区において、かなり大規模な観光イチゴ農園を営んでおられて、今回、規模を拡大するということでもあります。さらに譲受人は農地を取得できる法人としての要件を備えているということですので、今回の申請については妥当であると判断いたしました。皆様の審議をよろしく願います。
- 3区 田口俊夫推進委員** 3区の田口です。内容は事務局と農業委員の方に説明していただきました。私としては、農地として使用してもらうのは大変良いことだと思います。皆様の審議をよろしく願います。
- 13番 設楽治男委員** 13番設楽です。番号3について説明します。前回の農業委員会で高齢者で後継者もないということで、施行令17条2項により下限面積が許可された土地で、現地はすでに譲受人が新規農業者として野菜等栽培してました。私は、この小さな効率の悪い農地の多くが耕作放棄地農地となり原野化しています。これを防止するためには、農業に興味を持っている方に新規就農者として、施工規則の17条2項を適用して農地を積極的に紹介することも農業委員・農業推進委員の役目と思います。特に問題なく推奨事項だと思います。審議のほどよろしく願います。
- 2区 倉林幸男推進委員** 2区の倉林です。現地を確認させていただきましたところ大変よく管理されておりまして、事務局のご説明のとおり特に問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどよろしく願います。
- 3番 長谷川満委員** 3番長谷川満です。4番の件です。大滝地区で3条申請が出てうれしく思っています。この栃本地区というのは皆さんもご存じだと思いますが、この地図で見ると平面に見えますが大変勾配のきついところでございます。詳細は事務局の説明のとおりであります。ここに地域おこし協力隊で秩父で頑張ってくれた方が大滝地区に住み着いて、いろいろ彼のネットワークを通じて、地元での地域おこしをやる、その延長線上で都内のほうから新規参入という形で今回管理された畑が加工ワインのブドウを植える。近くに少し植え始めているところもあるんですけど栃本地区を今ちょっと茶畑だったり、耕作放棄地があったりとかそういうところをワイン葡萄園地にしようという壮大な計画がありまして。できれば、この地にワイン工場作ろうという話があります。この人を中心に新たな人も入って来るかもしれないけど、山村が高齢化して中山間地、秩父の中でも厳しいところに、こういう動きがあるということで期待しています。私の意見は以上です。よろしく願います。
- 6区 千島初男推進委員** 農業推進委の第6区の千島でございます。いま議案第30号の番号4について事務局の千島さん、担当農業委員長谷川さんから説明があった通りでございます。私も6

月の18日に現地を確認させていただきました。特に問題はないと思いますので審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第30号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。  
（全員挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第31号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

**議長（糸東男会長）** 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会 会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、●番 ●●●●委員におかれましては、議場から退出願います。

（●番 ●●●●委員が議場から退室する）

**議長（糸東男会長）** 事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（岩田主事）** 私からは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、太田 字 ●● 田 1筆 836㎡で、平成28年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は、大田小学校の西に約●●●●m離れた場所にあり、土地改良区域内に存在する農地です。

譲受人は太田地内に農地を所有、耕作している農業者です。このたび、県外に居住しており、耕作も難しいために土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡の話がまとまり、申請に至りました。

申請の目的は農業経営規模の拡大です。

譲受人は、農作業歴が56年で、妻と共に農業を営んでおり、トラクター1台、耕うん機2台、軽トラック1台等の農機具を所有しており、コンバインや田植え機は農事組合法人大田営農と共同で利用しています。現在の経営農地面積は約6,000㎡で、太田地内の下限面積要件30aを満たしております。作付計画では申請地には水稻を栽培し、隣接にある自作地と一体で利用する予定になっています。

現地を確認しましたところ、申請地は隣接の譲受人所有の農地とともに水田として利用されておりました。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**2番 上井克彦委員** 2番上井です。1番について今事務局の説明のとおりです。現地も豊田さんと確認し、そのあと黒澤さんにもおいでいただきましたけど大変きれいに管理されており、問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどよろしく申し上げます。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。



**議長（糸東男会長）** これより、議案に対する質疑に入ります。

あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑 又は 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

**議長（糸東男会長）** これより、採決をいたします。議案第31号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議長（糸東男会長）** それでは、●●委員は議場に入るようにしてください。

（●番 ●●●●委員が議場に入室する）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号1について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、山田 字 ●● 畑 1筆 720平方メートルのうち0.12平方メートルで、秩父市立高篠中学校から南に●●●メートル付近にあり、平成23年1月に相続により取得した土地です。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、排水柵の設置です。申請事由ですが、申請者は昭和57年頃に、農地転用の許可を受けないまま家庭用雑排水用の排水柵を設置し使用していたことが判明しました。申請地の西側に隣接して申請者の住居があり、既に使用し、今後も必要であることから、農地に戻すことは難しいため、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。

なお、本申請地の隣接に申請者所有以外の農地はありませんでした。

現地を確認しましたところ、排水柵1基が設置されていました。説明は以上です。

**事務局（五野上主席主幹）** 私からは、番号2 について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川白久 字 ●● 畑1筆、215㎡で、昭和53年に相続で取得した土地です。案内図5のページをご覧ください。

申請地は三峰口駅から東に約●●●メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、三峰口駅から300メートル以内にある農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、農地法について十分に理解していなかったため昭和53年の相続時から宅地として利用し、物置を建てていたそうです。

今後も同様に使用したいということから始末書添付のうえ申請されました。

隣接地は市街化して住宅地が立ち並んでおり、また現時点で40年以上前から現状で使用していますが近隣との問題は特になく、今後も問題はないと思われまます。

現況確認したところ、物置として使用していました。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**7番 横田友委員** 7番の横田です、ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現地を見まし

たところ、確かに柵ができていて、これをどうのこうのといようなところではないので、致し方ないという思いで帰ってまいりました。皆さんご審議よろしくお願ひいたします。

**3番 長谷川満委員** 3番長谷川です。事務局の説明のとおりです。昭和53年から、住宅の横に増築されております。一部農機具等の倉庫になってますけど、住宅用の倉庫ということで、始末書も提出されています。皆さんのご審議をお願いします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

**議長（糸東男会長）** これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑 又は 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

**議長（糸東男会長）** これより、採決をいたします。議案第32号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第33号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（7件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**事務局（岩田主事）** 私からは番号1から4について説明します。

まず番号1についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 日野田町 ●丁目 畑 3筆 計1,797㎡で、令和2年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は秩父税務署から北西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、譲渡人は、現在、市外に居住しているため、農地を耕作することが難しい状況にあります。このたび申請地は市内中心部にあり、交通の便も良い等の理由から住宅地に適しているとして、不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、隣接の宅地を併せて、ここに宅地分譲地を計画したいとして転用申請されました。隣接する宅地の面積は1084.29㎡で、現在の農地がかかる部分に8区画、宅地のみの部分に3区画、計11区画を造成する計画になっています。

資金調達計画は整っています。また隣接に農地はありません。

現地を確認しましたところ、全体は保全管理状態となっております。

まず番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 日野田町 ●丁目 畑 1筆 198㎡で、令和2年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は秩父税務署から北西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、譲渡人は現在、市街に居住しているため、農地を耕作するのが難しい状況にあります。そこでこのたび申請地は市内中心部にあり、交通の便も良い等の理由から住宅地に適しているとして、不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、ここに宅地分譲地1区画分を計画したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っています。また隣接に農地はありません。  
現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原 字 ●● 畑 1筆 54㎡で、平成 28年に相続で取得した土地です。  
案内図をご覧ください。

申請地は、大野原交差点から南南西に●●●m付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、進入路用地です。

申請地は、市道原谷240号線と隣接しており、譲受人が隣接する土地に自己用住宅を建設するにあたり、住宅地として前面道路を出入りするには、道路幅が狭く、車両の進入が困難であるため、進入路の拡幅に使用したいと転用申請されました。

計画としては、申請地の整地を行ったあとに転圧・砂利敷を行い、既存の市道と併せて住宅への進入路として使用する計画となっております。なお、秩父市道路管理課に確認したところ、申請地は当面は市道となる予定はなく、市道に併設の私有地となるとのことでした。

資金計画については、使用貸借権の設定で、施工費については自己用住宅を建設するにあたり、住宅施工業者から付随しての工事となるため施工費は発生しないとの証明書が添付されており、費用はかからないとのことでした。

また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。

現地を確認したところ、申請地は不耕作状態でした。

次に番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原 字 ●● 畑1筆 232㎡で、平成22年に相続で取得した土地です。  
案内図をご覧ください。

申請地は、埼玉県立秩父農工科学高等学校から北に●●●m付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は自己用住宅です。

譲受人は市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子どもの成長と共に手狭になってきた為、自己用住宅を建築したいと計画していたところ、譲渡人との間に話がまとまり、当申請地を譲り受け申請地を転用したいとして申請されました。

計画では、住宅への進入路として隣接する公衆用道路66㎡とを併せて利用することになっております。

資金調達計画は整っております。

なお、本申請地の隣接に譲渡人所有以外の農地はありませんでした。

現地を確認したところ、現在は保全管理されておりました。

**事務局（五野上主席主幹）** 私からは、5番、6番、7番について説明させていただきます  
番号5について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野 字 ●●● 畑1筆 517㎡で、平成23年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、武州中川駅から南東へ●●●m付近にあります。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、農家住宅用地です。

譲受人は、現在公務員ですが所有農地で営農を行っており、転用許可が下りれば今後は申請地を拠点として営農を行う予定とのことです。

申請事由ですが、申請者は現在、家族と共に申請者宅で生活しています。現在の住宅地は過疎地であり学校や店舗等から離れていて不便な状況です。その為、申請地付近に移り住む計画をしていたところ申請地の存在を知りました。申請地内の既存住宅建物に家族共々移り住みたいと思い申請されました。

また申請地には昭和39年11月頃から農家住宅が建っていましたので、始末書も添付されています。

資金計画は整っております。

また、この土地には50年以上前から建物が建っており、現在まで問題等が起きていないことから周辺の営農には問題がないものと思われまます。

現況を確認しましたところ、宅地、倉庫及び家屋の庭でした。

番号6について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川白久 字 ●● 畑2筆 499㎡で、昭和53年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、三峰口駅から東へ約●●●m付近にあります。

この土地は三峰口駅から300m以内の為、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在貸家に暮らしています。子供が大きくなってきて手狭になりました。両親に相談したところ土地を貸してくれるとの返事がきました。そのため、ここに家を建てることにしたので申請されました。

資金調達計画は整っており、事業計画では、住宅の建物1棟を予定しております。

隣接農地はありません。

また、道路に面しておりませんが隣の工場が申請者の父の所有地であり、工場内を昭和53年ごろから通行しており、工場所有者から敷地利用同意書も添付されており今後も通行することができるので問題ないと思われまます。

現況を確認しましたところ、保全管理された畑でした。

番号7について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野 字 ●● 畑1筆 84㎡で 昭和59年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、武州日野駅から南へ●●●m付近にあります。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、宅地の敷地拡張です。

譲受人は、譲渡人の子にあたります。

申請事由ですが、申請者は申請地周辺農地に令和元年9月の総会で自己用住宅建設のための排水管理施設工事で一時転用許可を受けておりましたが、その放流先が台風被害により設置不可能となっていました。そのため、当申請地に排水用の合併浄化槽及び浸透枿を設置してしまいました。この度改めて宅地敷地の一部として利用したいとの事で、始末書添付のうえ、申請されました。

追認のため資金計画はありません。

また、隣接農地は譲渡人の所有地しかないため迷惑をかける心配はないと思われまます。万が一被害が生じた場合は一切の責任をもって対処するとの事です。  
現況を確認しましたところ、資材置場の一部及び宅地でした。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤勝市委員** 4番加藤です。番号1・2について事務局から説明もありましたが、中心市街地に存在する農地であること、所有者はさいたま市に住んでおられるということ、申請事由、近隣の状況、3種農地等、総合的に判断して、やむ負えだろうと判断いたしました。現在は防草シートで全面が覆われている状況ですが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

**9番 青野孝市委員** 9番青野です。番号3と番号4について順次意見を申し上げます。いずれも概要は事務局からの説明のとおりです。最初に番号3についてですが、住宅用地への進入路幅幅であり、転用面積も少ないことから、やむを得ないと感じました。次に番号4についてですが当該のうち急速に宅地化が進む地域にあって周囲に受託が立ち並んでいる状況にあることからやむを得ないと感じました。ご真偽のほどよろしくお願ひします。

**5番 笠原倍吉委員** 5番笠原です。番号5番と7番について意見を述べます。5番についてですけど詳細につきましては事務局より報告されたとおりでございます。現地を確認しますと、一部農地50年以上にわたり農家住宅があつらえておりましたして今回この対応としまして始末書を添付されていることから追認でやむを得ないと判断します。続きまして番号7番のほうをさせていただきます。詳細につきましては事務局の報告のとおりです。現地を確認しますと農地にすでに合併浄化槽・排水枿等を設置されておりこのたび改めて、宅地の一部として利用したいとのことで始末書を添付の上申請されているところから追認でやむを得ないと考えます。以上です。よろしくお願ひします。

**3番 長谷川満委員** 3番の長谷川です。(番号6については)詳細は事務局のとおりです。番場に住んでる息子さんが新築を建てるという案件です。先ほど事務局からご報告がありましたように、入り口が道路と面してなくて、自分の土地を工場に貸しておりました、(貸している土地を進入路として)そこをずーっと通っても良いという経緯があつて、今後、会社のほうからそういった文書をいただいている。問題はないと思ひます。よろしくお願ひします

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺ひます。

**2番 上井克彦委員** 2番上井でございます。番号5について、この譲受人はどこで農業をやるのですか？

**事務局（五野上主席主幹）** 番号5番の譲受人について申し上げます。譲受人は●●●●さんという方なんですけど、小鹿野町の職員でございますして、小鹿野町のほうに農地がありまして。こちらで営むということでございます。以上でございます。

議長（桑東男会長） 上井さんいかがですか

2番 上井克彦委員 はい

議長（桑東男会長） ほかに質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

議長（桑東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第33号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。  
（全員挙手を確認する）

議長（桑東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第34号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について  
（2件）

議長（桑東男会長） 次に、議案第34号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（新井主席主幹） 議案第34号番号1について説明をいたします。

議案書の一番最後のページをご覧ください。

下吉田 字 ●● 畑1筆 991㎡の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化をしており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしく申し上げます

事務局（千島主幹） 続いて番号2について説明をいたします。

本案は、大滝 字 ●● 畑1筆、657平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、農業用機械を申請地に搬入することが困難であり、たとえ搬入できたとしても機械や人力等で土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしく申し上げます

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当農業委員、担当農地利用最適化推進委員 の意見を伺います。

6番 彦久保委員 6番彦久保です。先ほど事務局から説明があったとおり、もう崖になっているような土地で、いつのときか桑園になっていたのかなというところで、今は桑の木も1本もありませんでした、現地を見ましたけど、歩きでないと行けない所なんでまあこの判断やむを得ない考えましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

6区 千島初男委員 続きまして番号2 農地に該当するか否かということだと思います去る6月18日に現地のほうを確認させていただきました。周辺は山林に囲まれており耕作することは大変難しいと思います。農地として判断することは難しいと思います。ご審議のほどよろしくお願

いします。以上でございます。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員 及び 推進委員 の意見でした。  
**議長（衆東男会長）** これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**13番 設楽治男委員** 13番設楽です。番号1についてなんですけど、このように現地の写真を見させていただくとよく現地がわかるんですけど、991㎡非常に大きな土地で上に大きな道路がありましたけど、下のほうには壁がある。産廃の恐れもある思うんですが、農業委員会のほうで許可して、この農地が山林とか原野になっちゃうと埋め立ての対象になっちゃうんでその辺のところは大丈夫なんでしょうか？

**事務局（新井主席主幹）** 北側に道路があるということで、県道が通っています。申請地と県道との間に吉田川がございます。この申請地に入るには、（地図の）下から入るしかございません。また、土地所有者が現●●●●●●●●●●となりますので産廃の心配はないと思います。

**13番 設楽治男委員** わかりました。2番についてなんですけど、2番についてはどうなんですかね？産廃の恐れはないですかね。前後が原野とか山林でなってるんですけど、下のほうは土地になってますけど山林を利用して畑が原野になっちゃうと。業者の思う壺になっちゃう。その辺のところは大丈夫なんですか。

**事務局（千島主幹）** この地区は栃本なんですけどまあ山間地域山奥でありましてここ一体もう山林になってます。ここだけが原野になることで、基本的にはそういった心配はないと思われまます。行くにもあまりにも大きい車とか入りづらいところです。そういったところなんで（産廃処理場にすることは）難しいと思います。

**13番 設楽治男委員** わかりました。産廃業者はそういうところを狙ってるんですよ。私が聞くと農地がだんだん荒廃していく、うまく突破できればいい産廃地ができる。どうもありがとうございました。

**議長（衆東男会長）** 質疑 又は 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

**議長（衆東男会長）** これより、採決をいたします。議案第34号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は そのように決しました。以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもって、秩父市農業委員会 令和3年 第6回定例総会を閉会いたします。